

毎週火、金曜日発行(但休日(当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇公安告示 道路の交通に関する規制

告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)及び道路交
通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の規定に
基づき、道路の交通に関する規制を次のように定める。

昭和三十五年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

場 所		区 間	通 行 の 方 法
2 1 方 通 行	市道道笑町灘町線米子市東倉吉町三〇番地地先から同市東倉吉町四六番地地先までの間	同上 七四メートル	右 同
	米子市管理にかかると皆生温泉遊歩道米子市皆生一、八六番地地先から同市皆生二、〇五〇番地地先までの間	同上 三九八メートル	同上区間車両の通行を禁止する。
同 上	県道鳥取停車場線鳥取市東品治町鳥取駅前から同市東品治町一一三番地地先山陰合同銀行鳥取支店前十字路までの間	同上 一八〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は午前五時から午後十時まで別図(一)のとおり通行する。
	県道西町鳥取停車場線鳥取市東品治町六一の二番地地先鳥取大丸百貨店横角から同市瓦町一三三番地地先までの間	同上 一一九メートル	右 同
同 上	市道火災復興八号線鳥取市川端一丁目六〇番地地先から同市川端二丁目五二番地地先までの間	同上 二五〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(一)のとおり通行する。

場 所		区 間	禁 止 の 種 類
1 通 行 禁 止			
市道車尾茶町線米子市茶町六七番地地先から同市法勝寺町六番地地先までの間		同上 二八〇メートル	同上区間大型自動車の通行を禁止する。
市道道笑町灘町線米子市法勝寺町八番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間		同上 七五五メートル	右 同
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間		同上 三六〇メートル	右 同
市道中町通り線米子市東町一一番地地先から同市中町一五の四番地地先までの間		同上 二八〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。
市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市道笑町一丁目三八番地地先までの間		同上 二九九メートル	同上区間午前十時から午後六時迄車両(リヤカー自転車を除く。)の通行を禁止する。
市道道笑町灘町線米子市法勝寺町七〇番地地先から同市東倉吉町三八番地地先までの間		同上 四四七メートル	右 同

一級国道九号線気高郡気高町大字宝木七九一番地地先から同地内七九三番地地先までの間	四〇〇メートル	二五キロメートル
一級国道九号線気高郡青谷町大字井手五六〇の三番地地先から同町大字青谷三、四五四番地地先までの間	一、二九〇メートル	二五キロメートル
一級国道九号線気高郡気高町大字浜村四五五番地地先から同地内三〇四番地地先までの間	六五〇メートル	三〇キロメートル
県道津山倉吉線、県道鳥取鹿野倉吉線倉吉市竹田橋西詰から同市小鴨橋東詰まで三、六〇〇メートルの間及びこれに連絡する旧市内の各道路	旧市内一円	三〇キロメートル
一級国道九号線東伯郡北条町大字下神一八四番地地先から同町大字弓原一六一番地地先までの間	七〇〇メートル	三〇キロメートル
県道鳥取倉吉線倉吉市上井三二〇の一六番地地先から同地内八五の一番地地先までの間	三四〇メートル	三〇キロメートル
県道倉吉勝山線東伯郡関金町大字関金宿一、三三二番地地先から一、三一九番地地先までの間	二二〇メートル	三〇キロメートル

県道倉吉高城線倉吉市横田一一七番地地先から同地内四九七番地地先までの間	五〇〇メートル	三〇キロメートル
県道長瀬倉吉線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一番地地先までの間	四三〇メートル	二五キロメートル
一級国道九号線東伯郡羽合町大字橋津四五七の五番地地先から同地内六二一番地地先までの間	五四〇メートル	四〇キロメートル
県道長瀬倉吉線倉吉市山根六八一番地地先から同市海田一〇六番地地先までの間	一、一六〇メートル	三〇キロメートル
県道鹿野倉吉線東伯郡三朝町大字三朝九七三の一番地地先から同地内一七四番地地先までの間	五〇〇メートル	三〇キロメートル
県道倉吉勝山線倉吉市上古川一九六の五番地地先から同地内五三の一番地地先までの間	四六七メートル	二五キロメートル
一級国道九号線東伯郡東伯町大字八橋二六〇番地地先から同地内一、六〇一番地地先までの間	一、五〇〇メートル	三〇キロメートル

一級国道九号線東伯郡赤碕町大字松谷六一の四番地地先から同町大字赤碕一、二一一番地地先までの間	一、八〇〇メートル	二五キロメートル
県道倉吉由良線東伯郡大栄町大字瀬戸五番地地先から同地内一六一番地地先までの間	五〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線東伯郡大栄町大字由良宿四七九番地地先から同地内一、七七三の三番地地先までの間	九〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線東伯郡東伯町大字逢東一五番地地先から同地内一、〇七五番地地先までの間	八〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線東伯郡大栄町大字妻波七〇三番地地先から同地内一七一番地地先までの間	五〇〇メートル	二五キロメートル
一級国道九号線東伯郡大栄町大字大谷一、五三二の二番地地先から同地内五一番地地先までの間	六〇〇メートル	二五キロメートル
県道八橋勝山線東伯郡東伯町大字浦安四三四の一番地地先から同地内一六九番地地先までの間	五〇〇メートル	二五キロメートル

一級国道九号線名和町大字御来屋九〇の四番地地先から同地内七五七番地地先までの間	六二〇メートル	二五キロメートル
一級国道九号線西伯郡淀江町今津二七六の一番地地先から同町淀江五七三番地地先(淀江大橋)までの間	九五〇メートル	二五キロメートル
県道米子大山線米子市今在家三八五の三番地地先から同地内一四八番地地先までの間	三六〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山松江線米子市八幡七一二番地地先から同市五千石七〇八番地地先までの間	二〇〇メートル	二五キロメートル
県道米子境線米子市夜見町二、二六五番地地先から同地内二、一三九番地地先までの間	四四〇メートル	二五キロメートル
県道米子境線米子市大篠津町八二番地地先から同地内二、一八三の三番地地先までの間	一、二〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間	四〇〇メートル	二五キロメートル

一級国道九号線米子市二本木九七〇番地地先から西伯郡淀江町大字佐陀七六〇番地地先までの間	五〇〇メートル	二五キロメートル
県道米子飛行場線、県道米子境線、県道米子港後藤停車場、線に亘る米子市米子駅前から同市内後藤駅前まで二、九〇〇メートルの間及びこれに連絡する旧市内各道路、ただし、右区間の内米子市角盤町四丁目二番地地先から同市糺町二丁目七番地地先まで一〇〇メートルの間及び同市角盤町一丁目二九番地地先から同市加茂町二丁目五一番地地先まで七〇〇メートルの間、並びに同市加茂町二丁目五一番地地先から同市明治町四〇番地地先まで七〇〇メートルの間及び同市車尾八二五番地地先まで五〇〇メートル間は時速毎時二五キロメートルとする	旧市内一円 (ただし、上記ただし書の場所を除く。)	三〇キロメートル
一級国道九号線西伯郡淀江町大字小波九一五の一番地地先から同町大字中間五五八の一番地地先までの間	六〇〇メートル	二五キロメートル
県道境渡米子線境港市外江町一、六八四番地地先から同町三、四一四番地地先までの間	八〇〇メートル	二五キロメートル
県道境渡米子線境港市渡町二、三四〇番地地先から同町六五番地地先までの間	二二〇メートル	二五キロメートル

一五番地地先までの間	一五〇メートル	二五キロメートル
県道渡余子停車場線境港市渡町二、〇五七番地地先から同地内二、二一五番地地先までの間	旧市内一円	三〇キロメートル
二級国道岡山松江線日野郡根雨町大字根雨一四一番地地先から同地内九〇七の三番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線及び石見生山停車場線日野郡日南町大字生山四九八番地地先から同地内一五六番地地先までの間	七〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日野町大字本郷四八四の二番地地先から同地内五六番地地先までの間	一〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日野町大字黒坂一八六六番地地先から同地内一、二九二番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町大字矢戸一、一七二の二番地地先から同大字三栄一、七三〇番地地先までの間	四六〇メートル	二五キロメートル

一級国道九号線日野郡日南町大字中石見九〇の一番地地先から同町大字上石見八二九番地地先までの間	七〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町多里六三八番地地先から同町萩原一、一五九番地地先までの間	七五〇メートル	二五キロメートル
県道智頭大原線八頭郡智頭町大字郷原一五五の五番地地先から同町大字大内七三五番地地先までの間	二五〇メートル	三〇キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡智頭町大字智頭九八番地地先から同地内三二〇番地地先までの間	一、一〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡智頭町大字智頭五四六番地地先から同地内一、六二八の一番地地先までの間	八八〇メートル	二五キロメートル
県道智頭大原線八頭郡智頭町大字福原七番地地先から同町大字中原一三番地地先までの間	四〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字用瀬五六三番地地先から同地内六六三番地地先までの間	九五〇メートル	二五キロメートル

二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇四三番地地先から同地内一、〇一七の一番地地先までの間	二五〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字川中一八九番地地先から同地内一三八番地地先までの間	三五〇メートル	二五キロメートル
県道上齊原用瀬線八頭郡佐治村大字古市一、三五五の四番地地先から同地内二〇の一番地地先までの間	四八〇メートル	三〇キロメートル
二級国道岡山松江線日野郡溝口町大字溝口七五〇番地地先から同地内四五二の四番地地先までの間	八〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山松江線日野郡江府町大字小江尾一七番地地先から同町大字江尾一、七三九の一番地地先までの間	八〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山松江線西伯郡岸本町大字岸本三六六番地地先から同地内三九一番地地先までの間	一〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山松江線西伯郡岸本町大字大殿九七番地地先から同地内一、〇九三番地地先までの間	五〇〇メートル	二五キロメートル

5 追越禁止	二級国道岡山松江線西伯郡岸本町大字吉定四〇五の一番地地先から同地内七九〇番地地先までの間	四〇〇メートル	二五キロメートル
	県道野井倉浦安停車場線東伯郡東伯町大字鋤三、〇〇一番地地先から同町同地内一三三番地地先までの間	八〇〇メートル	二五キロメートル
	一級国道二十九号線西伯郡中山町下市四二七番地地先から同町同地内六八番地地先までの間	八六〇メートル	三〇キロメートル
場所	気高郡青谷町大字青谷字遠崎二、四九六次一番地地先から同町大字八東水字魚見登立一、八九六番地地先までの間	区間	同上 一、八〇〇メートル

6 一時停止	岩美郡岩美町大字浦富一五四九番地地先 鳥取市東品治町一三三番地地先 鳥取市東品治町一一五の六番地地先 鳥取市東品治町二七番地地先 鳥取市東品治町一三三の三番地地先 鳥取市瓦町一三三番地地先 鳥取市東品治町六八番地地先 鳥取市瓦町一三四番地地先 鳥取市東品治町一六七の三番地地先 鳥取市片原一丁目五一番地地先 鳥取市上魚町二一番地地先 鳥取市片原一丁目三番地地先 鳥取市上魚町四〇の一番地地先 鳥取市松原九〇番地地先 八頭郡家町大字郡家三二四番地地先	備考	島村商店横 山陰合同銀行鳥取支店前 十字路 丸石産業株式会社前 十字路 中国電力株式会社 鳥取支店前 十字路 松原三叉路 横山呉服店横
--------	--	----	--

八頭郡郡家町大字郡家一九二番地地先
 気高郡気高町大字宝木七五六番地地先
 気高郡青谷町大字青谷四、三八〇番地地先
 気高郡鹿野町大字鹿野一、三三三番地地先
 気高郡青谷町大字青谷四、〇一一の二番地地先
 倉吉市福吉町一、三八九番番地地先
 倉吉市大正町一、〇七九番地地先
 倉吉市住吉町一一四番地地先
 東伯郡泊村大字原一二〇番地地先
 東伯郡赤碕町大字赤碕一、二二二番地地先
 東伯郡赤碕町大字赤碕二、〇一一番地地先
 東伯郡赤碕町大字赤碕二、〇一一番地地先
 東伯郡大栄町大字由良宿五四七の四番地地先
 東伯郡東伯町大字徳万四二六の三番地地先
 東伯郡東伯町大字浦安二一一番地地先
 東伯郡東伯町大字浦安二一七番地地先
 倉吉市越殿町一、六五一番地地先
 東伯郡三朝町大字大瀬一、二〇一番地地先

郡家町役場横
 土肥岩蔵方横
 奥谷安次郎方前
 乾医院前
 大谷光蔵方前
 文津順次方前
 山崎栄一方前
 青木秀雄方前
 須山高愛方前
 稲田理髮店横
 前畑通知方横
 前畑通知方前
 福島印判店前
 崎山製油所前
 坂本至方前
 木山茂方前
 杉井八百屋店前
 藤井自転車店横

東伯郡羽合町大字田後二、三〇二番地地先
 東伯郡東伯町大字八橋三二一番地地先
 東伯郡東伯町大字浦安二六二番地地先
 東伯郡東伯町大字徳万四三九番地地先
 東伯郡東伯町大字徳万二七一番地地先
 日野郡日南町大字上石見七六九番地地先
 八頭郡智頭町大字智頭九七の二番地地先
 八頭郡智頭町大字智頭五四六番地地先
 八頭郡智頭町大字智頭七四六の一番地地先
 八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先
 八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇の一番地地先
 八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇番地地先
 八頭郡用瀬町大字用瀬四四一番地地先
 米子市明治町五二番地地先
 米子市明治町二二の一番地地先
 米子市西町三六の一番地地先
 米子市西町一〇番地地先

合定義方前
 松田藤市方前
 河崎百貨店前
 原商店前
 太田旅館前
 石見川先丁字路
 岡本ちよ方前
 米原章三方前
 高木正夫方前
 下田商店前
 酒本材木店前
 智頭食糧駅前販売所前
 山口商店前
 高田寛治方前
 白上菊子方前
 田中清方前
 鳥大附属病院前
 大庭芳子方前

7 駐 車 禁 止			境港市竹内町八三六番地地先 岡崎好孝方前
場 所	区 間	制 限 の 方 法	
県道西町鳥取停車場線鳥取市東品治町六一の三番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	同上 二六四メートル	同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。別図(一)の区間駐車禁止	
一級国道二十九号線鳥取市尙徳町鳥取大学学芸学部附属中学校東側角から同市片原一丁目三番地地先中国電力株式会社社前十字路までの間	同上 三八〇メートル	同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。別図(一)の区間駐車禁止	
二級国道岡山鳥取線鳥取市東品治一一三番地地先山陰合同銀行鳥取支店前十字路から同市今町一丁目六番地地先までの間	同上 三〇〇メートル	右 同	
県道鳥取停車場線鳥取市鳥取駅前から同市東品治町一一三番地地先山陰合同銀行鳥取支店前十字路までの間	同上 一八〇メートル	右 同	

米子市角盤町四丁目五二番地地先 米子市角盤町四丁目二三番地地先 米子市糺町二丁目一四番地地先 米子市博労町一丁目四八番地地先 米子市法勝寺町六番地地先 米子市法勝寺町五五番地地先 米子市紺屋町一番地地先 米子市大篠津町一、四一〇番地地先 米子市彦名町二、四〇一番地地先 境港市上道町一、七九七番地地先 境港市竹内町六八一の一番地地先 境港市佐斐神町六五二番地地先 境港市渡町二、二一五番地地先 倉吉市東仲町二、五七一の一番地地先 倉吉市魚町二、五一六番地地先 境港市明治町八三番地地先 境港市明治町六二番地地先 境港市明治町西町上道町一、八二三の一番地地先	山内金光方前 米子信用金庫西支店前 木谷謙方前 小谷台吉方前 芳野安隆方前 田中長太郎方前 稲田松太郎方前 新納薬局前 公民館前 永田正名方前 公民館横 木村正通方前 小林げん方前 松村設逸方前 尾崎暁一方前 広崎辰二方前 由永俊治方前 浜田良三方前
---	--

8 警 笛 吹 鳴 所	岩美郡岩美町大字岩本一、一二四番地地先 〃 一、三三一番地地先 岩美郡岩美町大字白地 四九〇番地地先 〃 四八八番地地先 岩美郡岩美町大字大谷 八二二番地地先 〃 六三三番地地先 岩美郡岩美町大字蒲生一、〇四七番地地先 〃 一、一三〇番地地先 岩美郡福部村大字湯山内地内 鳥取砂丘入口 鳥取市覚寺二六二番地地先 鳥取市小沢見一六八番地地先右同から三〇〇メートル西方の地点 八頭郡船岡町大字船岡一、〇六九番地地先 〃 北方五〇メートルの地点 八頭郡船岡町大字船岡一、〇八九番地地先 〃 一、〇八三番地地先	備 考

市道車尾茶町線米子市茶町六七番地地先から同市法勝寺町六番地地先までの間	同上	二八〇メートル	同上区間自動車(二輪の自動車を除く)の駐車禁止する。別図(白)の区間駐車禁止
市道道笑町線米子市法勝寺町八番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間	同上	七五五メートル	右 同
市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間	同上	三六〇メートル	右 同
市道道笑町旧国道線米子市道笑町一丁目一一番地地先から同町内地内三〇番地地先までの間	同上	七五メートル	右 同
市道車尾茶町線米子市道笑町一丁目三〇番地地先から同市糰町二丁目一三三番地地先までの間	同上	二八〇メートル	右 同

八頭郡家町大字西御門一、二七番地地先

〃 一三六番地地先

八頭郡八東町大字下徳丸一三一の一番地地先

〃 一、六一一番地地先

八頭郡若桜町大字岩屋堂 一一八番地地先

八頭郡若桜町大字中原 二四九番地地先

気高郡気高町大字勝負六八七の四番地地先

気高郡気高町大字日光 四三四番地地先

気高郡気高町大字浜村 四四八番地地先

〃 二八五の次一番地地先

気高郡気高町大字酒津 八〇九番地地先

気高郡気高町大字浜村 二九一番地地先

気高郡気高町大字酒津七一五の一番地地先

気高郡気高町大字八束水六八五の次一番地地先

気高郡気高町大字八束水七五二の次一番地地先

気高郡気高町大字八束水一、五二一内一番地地先

気高郡青谷町大字青谷字遠崎二、四九六次一番地地先

東伯郡三朝町大字横手五〇〇番地地先 北方二〇メートルの地点

東伯郡三朝町大字牧五〇二番地地先

東伯郡東郷町大字長和田三一九番地地先

〃 三一五番地地先から東方一五メートルの地点

倉吉市北面二、三の二番地地先から西方一〇〇メートルの地点

〃 東方五〇メートルの地点

〃 東方五〇〇メートルの地点

東伯郡関金町大字関金宿二、六五九番地地先南方二〇メートルの地点

〃 南方一〇〇メートルの地点

東伯郡泊村大字原五〇三番地地先

〃 四六九番地地先

東伯郡泊村大字園一、七八六番地地先東方八〇メートルの地点

東伯郡泊村大字園一、七八六番地地先東方一〇〇メートルの地点

東伯郡三朝町大字大瀬五九九番地地先

〃 南方三〇メートルの地点

東伯郡三朝町大字今泉部落北方二〇〇メートルの地点

東伯郡羽合町大字長瀬一、〇七二番地地先

〃 一、〇九四番地地先

東伯郡赤碓町大字赤碓地内夫婦岩カーブ

東伯郡赤碕町大字赤碕一四番地地先

四番地地先

東伯郡赤碕町大字坂上九九五番地地先

二〇メートル東方の地点

西伯郡中山町下市二八八番地地先

四二五番地地先

東伯郡東伯町大字杉地三六八番地地先

三六九番地地先

西伯郡西伯町大字下中谷三六五番地地先南方一〇〇メートルの地点

西伯郡淀江町大字本宮赤松橋北方五〇メートルの地点

西伯郡大山町大字赤松赤松橋南方一〇〇メートルの地点

南方三〇〇メートルの地点

西伯郡淀江町大字本宮本宮部落入口南方三〇〇メートルの地点

南方五〇〇メートルの地点

南方七〇〇メートルの地点

西伯郡名和町大字東坪二一六番地地先

二〇〇番地地先

西伯郡名和町大字豊成唐ヶ先一、三八九番地地先

西伯郡名和町大字豊成唐ヶ先一、四〇四番地地先

西伯郡大山町大字稻光六三番地地先

一、一三三番地地先稻光橋から三〇〇メートルの地点

西伯郡淀江町大字小波六九番地地先

一、二二三番地地先

西伯郡日吉津村大字富吉七二七番地地先

境港市外江町二、八二〇番地地先

境港市外江町三、五六五番地地先

境港市渡町一、二〇四番地地先

一、一五八番地地先

日野郡溝口町大字大江七三番地地先

日野郡溝口町大字溝口三八の二番地地先

日野郡溝口町大字白水大坂入口先南方二〇メートルの地点

北方二〇メートルの地点

カーブ南方二〇メートルの地点

カーブ北方二〇メートルの地点

日野郡溝口町大字根雨原 カープ南方三〇メートルの地点

日野郡溝口町大字根雨原 カープ北方三〇メートルの地点

八頭郡佐治村大字加茂三、〇二九番地地先
 〃 三、〇三二番地地先
 八頭郡佐治村大字古市字見尻四、四〇二番地地先
 八頭郡佐治村大字古市字立岩六五六の二番地地先
 八頭郡智頭町大字駒埴り杓ヶ原下ヶ市六六三の一番地地先
 八頭郡智頭町大字駒埴り小田北平六三一の八番地地先
 八頭郡智頭町大字芦津小坂上一、〇七四の二番地地先
 〃 一七三の八番地地先
 八頭郡智頭町大字新見字小原四二八番地地先
 八頭郡智頭町大字新見字伝重八六〇番地地先
 八頭郡智頭町大字新見字母ヶ懐四五九番地地先
 八頭郡智頭町大字新見字カズラガイド一、〇八二の一番地地先

日野郡江府町大字佐川残念坂 カープ南方二〇メートルの地点
 〃 北方二〇メートルの地点
 日野郡江府町大字江尾字入江 カープ南方二〇メートルの地点
 〃 北方二〇メートルの地点
 日野郡江府町大字武庫字一反部落カープ先二〇メートルの地点
 日野郡江府町大字武庫警察官駐在所先
 日野郡日南町大字宮内横砂河原六八八の一番地地先
 日野郡日南町大字蛇巻一、五〇六の一番地地先
 日野郡日南町大字下石見九六六の三番地地先
 〃 九六六の二番地地先
 日野郡日南町大字生山字広畑六番地地先
 〃 九番地地先
 日野郡日野町大字小河内字麦ヶ塔五六三の一番地地先
 〃 二〇番地地先
 日野郡日野町大字黒坂字松ヶ行岸一、九八六の一番地地先
 〃 二〇番地地先
 日野郡日野町大字本郷字道端一、七七六番地地先
 〃 一、七八〇の一番地地先

度制限) 一部改正

昭和三十四年七月鳥取県公安委員会告示第十七号

28 道路交通取締法第十条の規定する速度制限

昭和三十四年七月鳥取県公安委員会告示第十八号

29 昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号(速

度制限) 一部改正

昭和三十四年七月鳥取県公安委員会告示第十九号

30 昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号(速

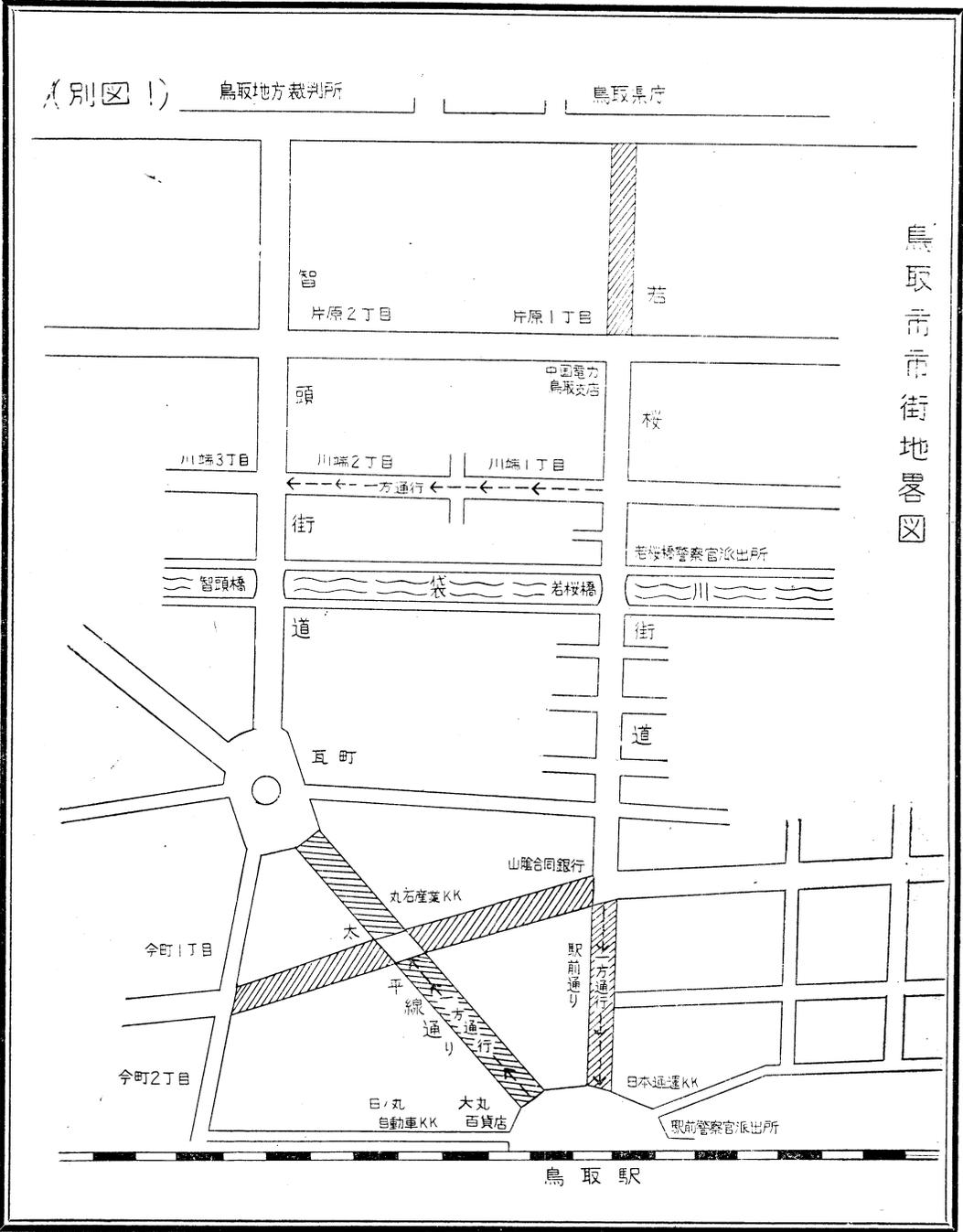
度制限) 一部改正

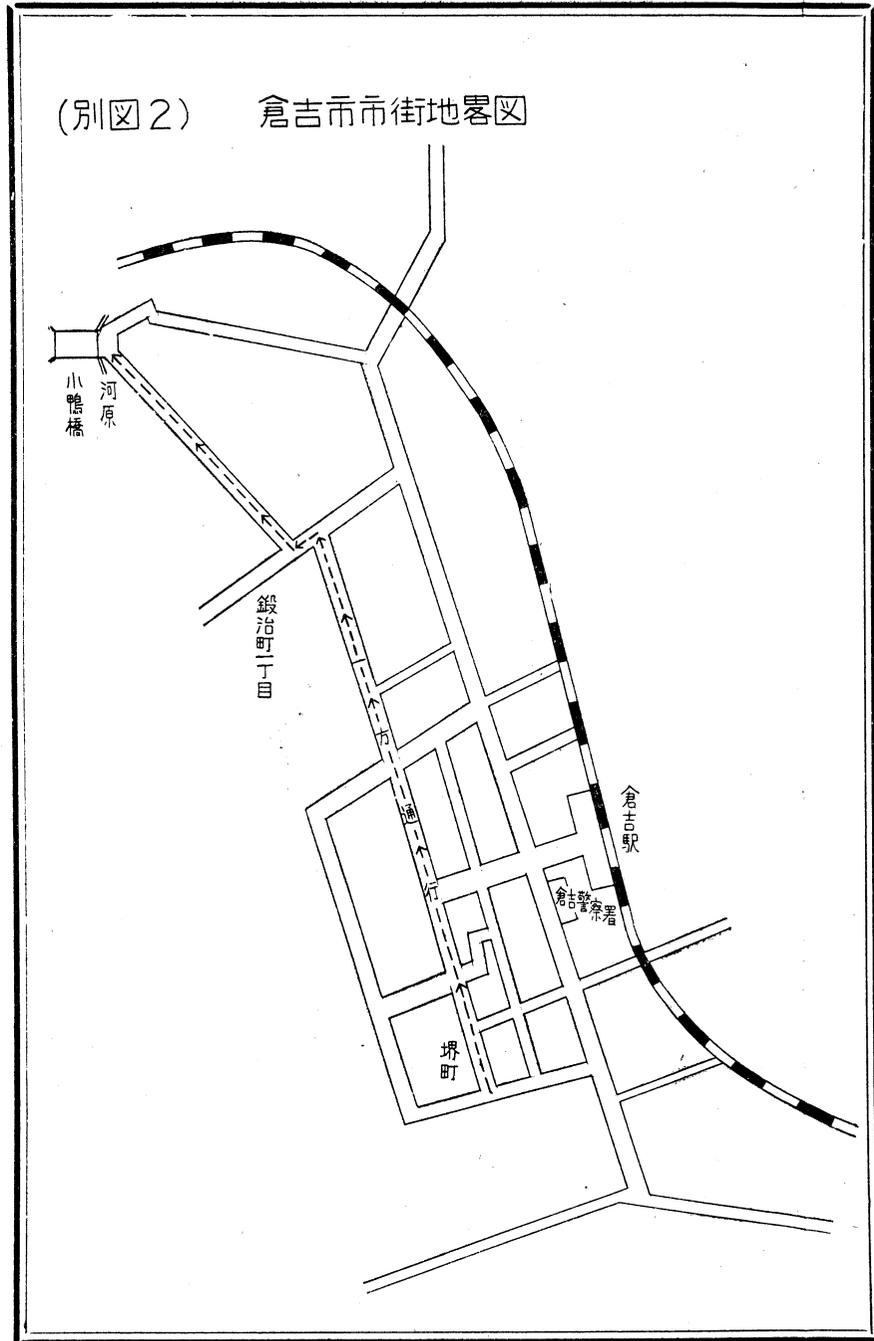
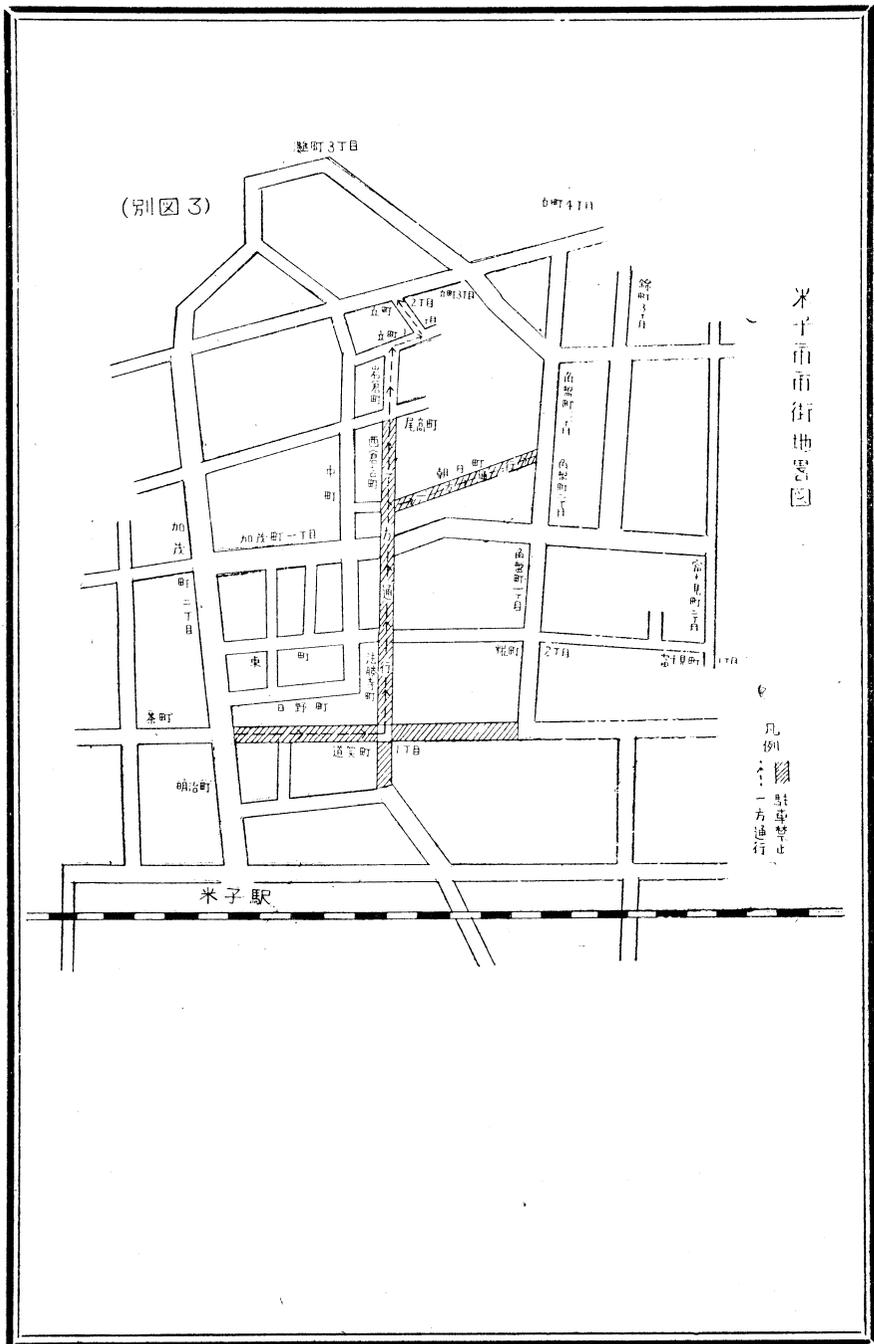
昭和三十四年八月鳥取県公安委員会告示第二十四号

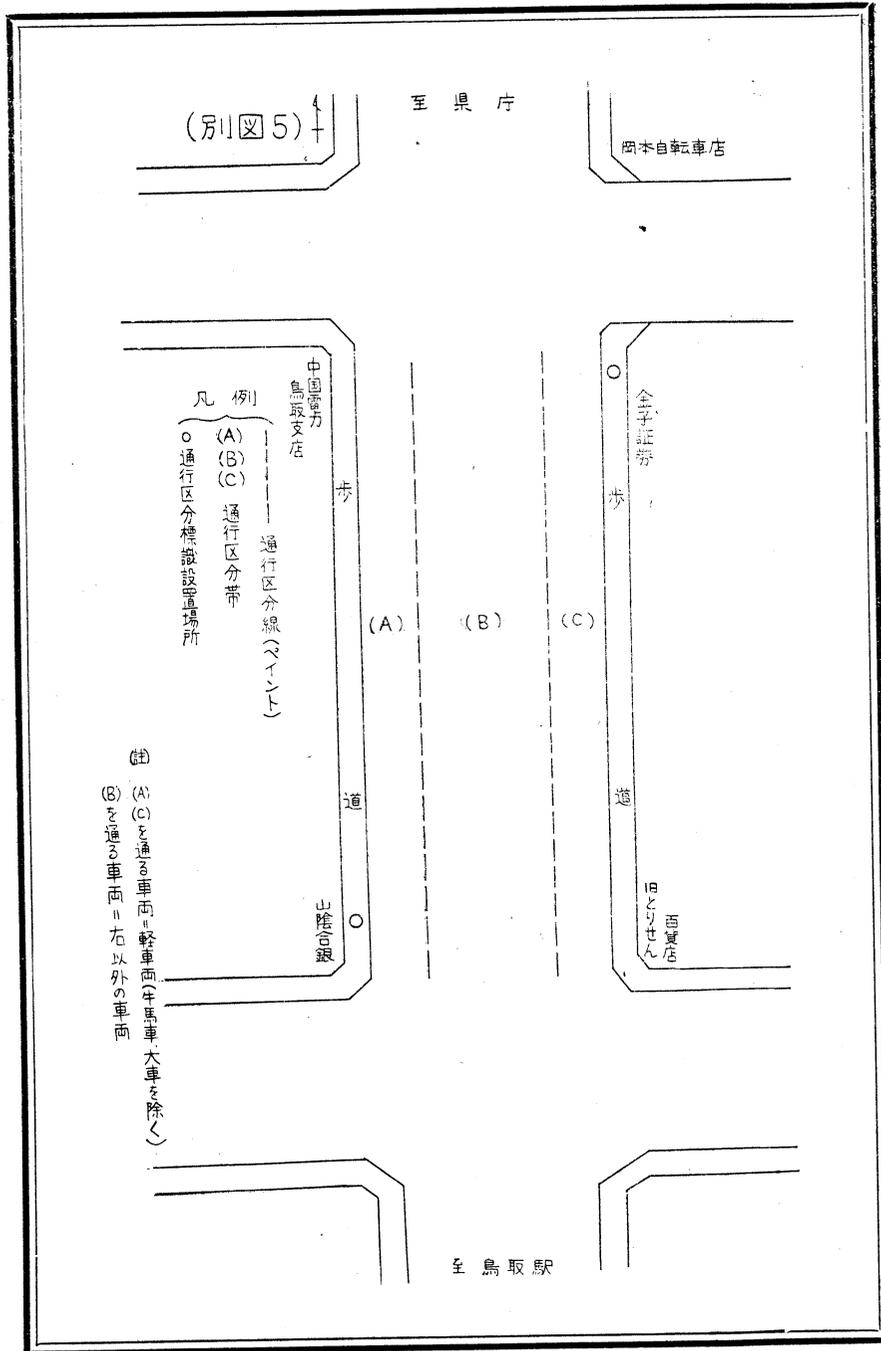
00908

(別図!) 鳥取地方裁判所 鳥取県庁

鳥取市市街地畧図







(別図4) 境港市市街地畧図

